10月1日スタート!

スマートフォン決済で 市税などをどこでも便利に簡単納付!

利用できる税金・料金

市・県民税(普通徴収)、固定資産税・都市計画税、 軽自動車税、国民健康保険税、水道料金·下水道使用料

〇まずはアプリをダウンロード!

利用できるアプリは3つ!まずはスマホ・ タブレットにダウンロードして利用の準備を しましょう。(通信料は利用者負担です)

PayB

PayPay



LINEPay請求書払い



○どこでもかんたん! 利用方法

STEP 1

アプリをダウンロードして 電子マネーをチャージ

STEP 2

アプリを起動し、納付書の バーコードを読み取る

STEP 3

支払金額が表示されたら 決済する

完了!

注 意 点

- ・領収証書は発行されません。アプリ内の取引履歴での確認となります。
- ・車検用の納税証明書が必要なときなど、領収証書が必要な場合は市役所、金融機関、 コンビニの窓口で納付ください。
- ・コンビニ利用期限が過ぎた納付書やバーコードの印字がない納付書は使用できません。

詳しい注意点は市ホームページや各アプリのサイトをご確認ください

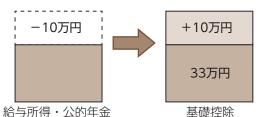
市ホームページ スマートフォンアプリ納付について▲

問 税務課納税推進室☎355-5964、水道お客さまセンター☎364-1411

令和3年度から

市・県民税のしくみ、ちょっと変わります!

①給与所得・公的年金等控除額が10万円減り、その分が基礎控除額に振り替えられます



給与所得・公的年金



振り替えなら…税額は変わらない気がする けど今までと何が違うの?

- ①事業収入の人は控除の合計が大きくなり、 税額が低くなる場合があります
- ②扶養親族の対象になる所得要件も38万円 から48万円に引き上げられます



②「ひとり親控除」が新設されます

大きく変わる方は、**婚姻歴が無く扶養のお子さんがいる方**です。今までは [寡婦(寡夫)控除] の適用外だった方 も新設の「ひとり親控除」が適用できることがあります。

-「ひとり親控除」の対象になる3要件 -

- ①婚姻歴に関係なく生計を同じにする子 (総所得金額等48万円以下)を有する方
- ②合計所得金額が500万円以下の方
- ③住民票に「夫(未届)」「妻(未届)」の記載が なく、事実婚状態にない方

所得税も同様の改正が あります 国税庁ホームページ▶ 回貨事業



市ホームページ 制度改正を詳しく掲載▶



問 税務課市民税係☎355-5914